

第8章 災害時等への対応について

第 1 自然災害等発生時の対応のために

保育所等児童福祉施設は、どのような場合でもまず園児の安全確保と、園児と関わる職員の安全確保が重要です。佐賀県においても台風や大雨による風害や水害などが発生した場合、たとえ 1 日に 1 食（昼食とおやつのみ）の給食であっても、保育を中止すれば済むものではありません。

さまざまな災害を想定し、万が一の時に適切に対応すべく、実際に運用できる具体的な対応マニュアル等を、各園で整備していく必要があります。「災害等への対応確認表」（参考様式）を活用して備えができていないかチェックし、不十分な項目については平常時に体制を整えておきましょう。

地震をはじめとする風・雪・水害は、建物への被害の他、ライフラインの寸断等を伴う場合が多く、生活に支障をきたします。また地域別に被害を受けるため、流通等が停滞し、食料等が不足する可能性が高いのも特徴です。

過去の地震の際の事例における救援物資の配達や自衛隊等の給食支援の現状から、日頃から「非常食等を準備しておくことの重要性」が確認されています。

なお、災害が発生し、給食実施に大きな影響を及ぼすような状況になった場合は、第 8 章 P 4 の「特定給食等被災状況調査表」を使って管轄する保健福祉事務所へ被災情報を報告してください。

1 園児を園で保護する必要がある場合

災害が保育時間中に発生した場合、保護者が直ぐに園児を迎えに来ることができないなど、園で保護することが必要となります。

ライフラインの寸断などにより、発生後 1～2 日は外からの支援物資や給食が提供されないことが予想されるので、少なくとも 1 日分（3 食分）は、熱源や水道等調理設備が使えなくても食べられるもので作成された献立（おやつ含む）に基づき、園児と職員の食事（乳児用ミルク含む）を備蓄しておくことが必要であると考えられます。

また水や使い捨ての食器、カセットコンロなどの熱源、調乳用の水（硬水でないこと）、哺乳瓶等、関連して必要となるものも一緒に備蓄しておくことが必要です。

アレルギー等特別な調整が必要な児のための特殊な食材（通常で手に入りにくい食品）については、特に準備が必要となります。

非常食は、必ずしも非常食用に作られた特別な食品ばかりでなくても、通常から給食に使用している缶詰や食事の代替えになるようなお菓子（例：クラッカー、ビスケット等）を活用することも考えられます。

また、備蓄している食品を効率的に使用するためには、献立（食品の組み合わせ）をあら

かじめ決めておく必要があります。

普段から食べ慣れない非常食を備蓄する場合には、平常時に給食に実際使用し、園児の喫食状況を確認することや、行事食の一環として体験させておくといよいでしょう。

食品選びのポイント

- ・加熱調理や水が不要で調理に手間がかからないもの
- ・そのまま分配できるもの（個包装）
- ・できるだけ食具が不要
- ・配布が楽である
- ・長期保存に耐えられるもの
- ・持ち運びに便利なもの
- ・必要最低限のエネルギーや栄養素が確保できるもの
- ・ごみが少ないもの
- ・食べ慣れたもの

（参考：「保育所における災害時対応マニュアル 給食編」 H26 日本栄養士会）

2 保育の中止・再開

災害が発生し保育園に被害があった場合、保育園の被害状況によって保育の中止や再開が検討されます。

地域的に被害がある場合には、保護者は自宅や職場等の対応に追われるため、保育の早期再開が求められ、被害の程度によって保護者が弁当を持たせることができないことが想定され、保育の再開とともに給食が必要となります。

水道や熱源が復旧しなくても給食が提供できるよう、備蓄を平時から検討しておく必要があります。

3 職員の勤務体制

職員が被災し通常の勤務体制ができなくなることが想定されます。少ない職員で、あるいは栄養士や調理師等でなくても給食が実施できるよう、保育所の全職員で対応を共有しておく必要があります。

また、職員が不足する場合、どのように職員を補完したらよいかを検討しておく必要があります。

第2 食中毒・感染症の対応

給食が原因の食中毒はあってはならないことですが、万が一発生した場合、必要な対応を行うため一時的に調理設備が使用できなくなります。

また給食が原因でない場合や感染症においても、調査や二次汚染、感染拡大防止等のための対応が重要です。

園児及び職員の健康管理と、もし食中毒や感染症の疑いがある場合の対処方法について、保育者と十分に連携した適切な対応ができるよう、具体的なマニュアルを作成しておく必要があります。

第3 実地訓練とシミュレーション

自然災害等発生時に適切に対応を行うためには、平時から災害を想定したシミュレーションと訓練が必要です。

マニュアルの作成のみならず、具体的に誰が何をどうするのかを想定し、実施可能かどうか訓練して検証しておくことが重要です。

実際の災害では、どのような状況になるかはわかりません。応用できる対応とするためには、担当者のみで考えるのではなく、保育所全体での対応策とその共有が不可欠です。定期的に訓練を行い、全職員が共有できるようにすることが重要です。

また食中毒や感染症の場合も同様に、万が一食中毒事故等が発生した場合には、事故の拡大を最小限にとどめるため早急な対応が求められます。具体的なマニュアルと、そのための実地訓練が重要です。

(関連様式3)

【重要！】
特定給食施設 御中
(給食従事者様)

貴施設の地域で災害が発生しています。
緊急対応等でご多忙と思いますが、状況確認のため、下記の状況調査票を管轄する保健福祉事務所あてFAXなどで返信くださるようお願いします。
(TEL、FAXどちらでも結構です)

宛先: 保健福祉事務所(管理栄養士)行 FAX _____ (TEL _____)

特定給食施設等被災状況調査票(兼FAX返信票)

施設名			
報告 月日・時刻	年 月 日()	午前・午後	時 分
記入者 氏名・職種	氏名: (管理栄養士、栄養士、調理師、調理員、事務、その他)		
連絡先	— — (施設・個人(氏名)) 今後、保健福祉事務所担当者から連絡をする場合がありますので、最も連絡の取りやすい連絡先を記入してください。		
項目	使用の可否	備考	
ライフライン	電気	可・否	使用否の場合 ☐ 自家発電 ☐ 発電機(ポータブル) ☐ その他()
	ガス	可・否	使用否の場合 ☐ 可動式ガスボンベ ☐ 卓上コンロ ☐ その他()
	水道	可・否	使用否の場合 ☐ 備蓄 ☐ 貯水槽 ☐ その他()
施設被災状況	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 被害なし		
厨房被災状況	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊(調理への影響 ☐ 有 ☐ 無) ☐ 被害なし		
給食実施状況	☐ 通常給食 ☐ 非常時対応 ☐ 休止		
食材・備蓄食品	有・無	有の場合 人分× 日分(月 日まで対応可能)	
提供食数	通常	朝() 昼() 夕()	
	現在	朝() 昼() 夕()	
一般被災 住民の対応	受け入れ	有 一(名程度) ・ 無	
	炊き出し	実施一(人分) ・ 実施予定(月 日～)一(人分) ・ 予定無	

連絡事項

※「香川県災害時保健活動マニュアル～栄養・食生活支援編」掲載資料を一部改編